否ハ相当ノ変更ヲ行フヘシ

ホ、労働団体加入ノ件

問フ、吾人各個ノ自由意思ニ依ルヘキモノナル

モ従業員ニシテ之ニ加入セサレハ当会社ハ

之ヲ好マス

二、我ガ社ハ之ニ対シ協調ノ結果今日ノ隆盛ヲ得タリ

諸問ニ

一、其ノ際ハ絶対ニ不可ナルヤ

2、如何ナル程度ニテ生活ノ解決ニ当リ自己ノ進歩ヲ

ノ問題ハ将来如何ナル問題ニ対シテ相当ナル

私ノ必然ナル直チニ許サレ断ナルハ誤ナラスヤ

加之現今一般ノ失業者カ就職難ニ陥ル事

実ハ今私ハ充分許容セラルルノ要アリ

蓋シ此場合解決セシカ少クトモ半歳ハ要スル

従業員カヘカラス経テノ其間ノ生活費ノ意味アリ

以テ相当ノ手当ヲ支給セラルヘキハ会社ノ当然

ノ義務ナリ之等ノ点ヲ考慮セラレ要求ニ応セ

ラレテハ如何

ハ、物価騰貴ノ今日生活難ノ苦シキカ議会ニテ要請セラレタ

ア、其ノ後昨年十七日ニ回答スヘキ旨ノ返事アリタリ（

6,23